

キャリア形成促進プログラムの基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地				
東京福祉専門学校	平成元年2月20日	小林 和弘	〒134-0088 東京都江戸川区西葛西5丁目10番32号 (電話)03-3804-1515				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地				
学校法人滋慶学園	昭和58年12月23日	浮舟 邦彦	〒134-0084 東京都江戸川区東葛西6丁目16番2号 (電話)03-5878-3311				
正規課程/履修証明プログラム	分野	プログラムの名称		開設年月日	生徒定員	修業年限・修業期間	
正規課程	教育・社会福祉	社会福祉専門課程	社会福祉士一般養成科	平成27年4月1日	60人	1年	
開講時期	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日			直近の修了者数	修了者のうち就職者数	修了者のうち就業者数	
				43人	41人	0人	
プログラムの目的	<p>在学中のソーシャル実務体験をもとに向上心を持ち、卒業生同士のネットワークと資源を駆使しながら、地域社会の課題発見・課題解決ができる「行動力」を持った社会福祉士を養成する。</p> <p>前述の「地域の課題発見・課題解決ができる「行動力」を持つ」とは、具体的には下記「身に付けることのできる能力」を指すが、本プログラム63単位・24科目のうち、社会福祉士の試験科目でもある48単位・19科目を通じて前者の「地域の社会資源(システム・制度等)」を習得する。また社会福祉士の試験科目以外の「ソーシャルワーク演習」「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク実習指導」の3科目を通じて後者の「他職種と連携を図って問題解決をする力(面接技法、コミュニケーション力、課題把握力、プレゼンテーション力)」を習得するプログラム構成としている。</p> <p>また、「現場体験プログラム」(2単位)では、地域の施設で実際の現場に触れるインターンにより授業理解、職業理解を深め、1年後の就労に向けた各自の考察を促す役目を果たす。</p> <p>さらに就職支援専属のキャリアセンターの教員が上記の学習と並行する形で就職のための支援を行う。卒業後には年代を超え、分野を超えたかく卒業生同士の縦と横のつながりを通して、自身の支援者像を改めて学び直し・学び足しができる連携を実施する。</p>						
対象とする職業の種類	児童相談所 子ども家庭支援センター 母子生活支援施設 児童養護施設 就労移行支援施設 就労継続支援施設 障害児入所施設 子ども家庭支援センター 乳児院 発達障害支援センター 介護老人保健施設 地域包括支援センター 指定通所介護施設 特別養護老人ホーム 有料老人ホーム 行政 福祉事務所 都道府県・市町村 社会福祉協議会 病院・診療所 更生施設 宿所提供所 生活困窮者自立支援相談センター スクールソーシャルワーカー 学童保育 児童館など	身に付けることのできる能力	<p>■身に付けられる知識、技術及び技能</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象とする人を理解するための医療的、心理的基礎知識 対象者を取り巻く社会・生活についての知識 福祉制度や対象者が関わる各種サービスについての知識 対象者(精神障害者)の生活実態および関わる制度、法律についての知識 専門職としての倫理と役割および談援助の基盤となる考え方について 個別、集団支援・指導における専門職としての面談、支援技能 <p>■得られる能力</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者の個人の尊厳を尊重し、ありのままを受け入れる受容力 多職種との連携を目指す他者とのコミュニケーション力 自己および現場での課題を把握し、行動できる問題解決力 				
カリキュラム内容	<p>・「心理学理論と心理的支援」や「医学概論」では、「人」に対する基礎的な知識を習得する。</p> <p>・「社会学と社会システム」「社会福祉の原理と政策」では、対象者が関わる「社会」についての知識を習得する。</p> <p>・「福祉サービスの組織と経営」「社会保障」等では、関連法規についての知識を習得する。</p> <p>・相談援助職(ソーシャルワーカー)に必要な様々な知識に加え、「ソーシャルワークの基盤と専門職」「ソーシャルワーク演習」では、対話を主体として専門職としての考え方や行動規範の修得を目指す。地域住民と協同し、地域との結びつきを提案していく力を見につける。</p> <p>・その過程に於いて、特に「現場体験プログラム」「ソーシャルワーク実習」をイメージすることのできる実践的な授業方法を行うことにより、相談援助職(ソーシャルワーカー)に必要な受容力、コミュニケーション力、問題発見・解決力・プレゼンテーション力を身に付ける。</p>						
総授業時数又は単位数	63単位	要件該当授業時数又は単位数	63単位	企業等連携授業時数又は単位数	5単位	要件該当授業時数/総授業時数	100%
社会人が受講しやすい工夫	<p>■社会人が受講しやすい工夫の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートフォンを活用した国家試験問題学習システム(J-WEB) (正規の科目以外にあくまでも任意の自習用のツールとして用意している) 就職支援専属のキャリアセンターによる卒業後も含めた「生涯就職支援」 夜間、休日の自主学習用教室の提供 社会人を対象とした経済的支援の整備(滋慶学園卒業生入学資金免除制度、専門実践教育訓練給付金、介護福祉士等修学資金貸付制度、分納プラン) 						
成績評価の基準・方法	試験においてD評価以上を修了とする (A:90点以上、B:89点～80点、C:79点～70点、D:69～60点 E:出席日数不足[授業時間数の10分の7]に満たないもの) F:59点以下。 実習は施設評価や実習日誌等も踏まえて上記評価をおこなう。	プログラム修了要件	必修科目を全て履修				
当該プログラムホームページURL	https://www.tcw.ac.jp/department/social-general						
当該プログラムホームページURL	https://www.tcw.ac.jp/department/social-general						

1. 「対象とする職業に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

企業との連携については、「多様化する社会の中で自ら粘り強く問題解決できる相談援助職(ソーシャルワーカー)を養成する」という養成目的を踏まえて、企業等と直接に連携する科目についてはより良い内容となるように意見交換をする。また、企業等から業界の要望を聴取し、業界が求める人材を育成する視点に基づいてカリキュラムの内容見直しに反映させる。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は理事会のもとに設置され、理事及び学校長、教務部長、学部長と業界代表によって構成され、学校が編成した教育課程を、業界代表者からの意見や提案を活かせるようにする。委員会は改善意見を学校長に報告し、学校長は報告を活かした教育課程を決定し、委員会へ告知する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
梅澤 宗一郎	一般社団法人 日本地域ケア協会 ただいまプロジェクト 代表	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	社会福祉士一 般養成科③
竹嶋 信洋	千葉県社会福祉士会 株式会社ベストサポート 代表取締役	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	①
小林 和弘	東京福祉専門学校 学校長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	
白井 孝子	東京福祉専門学校 副校長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	
松川 勝吉	東京福祉専門学校 事務局長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	
菊池 紀子	東京福祉専門学校 教務部長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	
石川 真弓	東京福祉専門学校 社会福祉士一般養成科学科長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①推薦プログラムが対象とする職業の属する業界全体の動向に関する知見を有する業界団体等の役職員
- ②推薦プログラムが対象とする職業に関連する学会や学術機関等の有識者
- ③推薦プログラムが対象とする職業の実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(5月、9月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年5月30日(火) 15:10～17:10

第2回 令和5年9月26日(火) 15:10～17:10

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

2023年度に実施した教育課程編成委員会での意見を踏まえ、

- ①2024年度より新カリキュラムに移行するにあたり、学科の「養成目的」と「教育目標」を2024年度より変更した。
- ②「ソーシャルワーク実習」の内容の充実と連携先関係強化を目的とし、2024年7月23日(火)に「実施指導者会議」を開催する。
- ③卒後支援の充実と強化を睨み、2024年度7月28日(日)に社会福祉士一般養成科同窓会を開催する。

2. 「対象とする職業に関する企業等と連携して行う授業等その他の実践的な方法による授業等が、別の定めるところにより、総授業時数の一定割合以上を占めていること。」関係

LT2(Look⇒Try⇒Listen⇒Think)教育システムは、「実学教育」を建学の理念に掲げる本校が、卒業後の仕事で本当に役立つ人材養成のために見つけた「学習動機付け」と「自立学習」にポイントを置いた本校独自の教育の方法論である。企業等における実習はLT2のLookとTryに該当し、最も効果のある「学習動機付け」と認識し、現場実践を通じてソーシャルワーカーとして求められる「利用者理解に基づく根拠のある相談援助技術」を身に着けるため、企業等との連携の下での現場実習は不可欠の方針のもと取り組む。

(2) 企業等と連携して行う授業における連携内容

※授業内容は方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習前は担当教員と実習指導者が学生情報や実習内容について情報共有を行う。実習期間中は1週間に1回、担当教員が実習先を訪問し、指導者と共に実習内容、学生の学修成果の到達度の中間確認を行う。実習終了時には、実習指導者による学生の学修成果の評価を踏まえ、担当教員が成績評価・単位認定を行う。

(3) 実践的な方法による授業のうち、企業等と連携して行う授業の具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
ソーシャルワーク実習	①相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する ②ソーシャルワーカーとして求められる資質、技術、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する ③関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する	株式会社ベストサポート 特定相談支援事業所こんぱす、社会福祉法人あいのわ福祉会 舎人あかしあ園、社会福祉法人東京栄和会 特別老人ホームなぎさ音楽苑、特定非営利活動法人つぼみ 就労移行支援事業所natura、学校法人滋慶学園 地域活動・相談支援センターかさい、等 合計 140施設

3. 「企業等と連携して、教員に対し、対象とする職業に係る実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦プログラムの教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規定に定められていることを明記。

教員研修規定により、授業内容・教育技法の改善、またクラス運営・マネジメント力を含んだ指導力の向上が、授業力の向上につながる研修を行うことを目的とする。さらに協会、職能団体が主催する研修や学会などの研修にも参加を促している。

(2) 研修等の実績

① 推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する研修等

研修名「2023年度社会福祉士・精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」(連携企業等: 日本ソーシャルワーク教育連盟) 期間: 2023年8月14日(月)18日(金)24日(木)
対象: 社会福祉士養成校にて、実習演習科目を担当する予定のある教員
内容: ソーシャルワーク演習・ソーシャルワーク実習・ソーシャルワーク実習指導においての、方法論・グループを活用した効果的な演習教育等のオンデマンド配信授業及び、zoomによるリアルタイムオンライン演習・グループワーク授業

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「教職員カウンセリング研修2次研修」(連携企業等: 滋慶教育科学研究所)【オンライン形式】
期間: 2023年9月26日(火)
対象: 東京福祉専門学校 専任教員
内容: 専門学校教育の向上を目指した授業力向上や学生指導に不可欠なカウンセリングについて学ぶ。

(3) 研修等の計画

① 推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する研修等

研修名「子どもアドボカシー講座(基礎・養成講座)」(連携主催: NPO法人全国子どもアドボカシー協議会)
期間: 2024年12月の土日に開催(開催日は現時点で未定)
対象: 東京福祉専門学校 専任教員
内容: 子どもの声に耳を傾け意見表明をサポートする子どもアドボカシーの基礎を学ぶ。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「FDミクロレベル<クラスマネジメント>研修Ⅱ」(連携企業等: 滋慶教育科学研究所)【オンライン形式】
期間: 2024年7月24日(水)・25日(木)
対象: 東京福祉専門学校 専任教員
内容: クラスマネジメントのポイントを理解し、学生のセーフティーネットの運用のための実行計画について学ぶ。

研修名「国家試験対策研修会」(連携企業等: 滋慶教育科学研究所)【オンライン形式】

期間: 2024年6月4日(火)

対象: 東京福祉専門学校 専任教員

内容: 学習者中心の個別最適化した国家試験対策の立案と実行について学ぶ。

研修名「カウンセリング研修(1次)(2次)」(連携企業等: 滋慶教育科学研究所)【オンライン形式】

期間: (1次)2024年7月1日(月)~8月31日(土)で任意受講 / (2次)2024年7月31日(水)

対象: 東京福祉専門学校 専任教員

内容: 専門学校教育の向上を目指した授業力向上や学生指導に不可欠なカウンセリングについて学ぶ。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条の規定による評価を行い、その結果を公表していること。」「評価を行うに当たり、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価委員会は、自己点検・評価結果の客観性・透明性を高め、学校の利害関係者の学校運営の理解促進や連携協力による学校運営の改善を目的とし、自己点検・評価の結果は学校法人滋慶学園情報公開規定に基づき学校内外に開示するものとする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目標・育人人材像
(2) 学校運営	運営方針・事業計画・運営組織・人事・給与制度・意思決定システム
(3) 教育活動	目標設定・教育方法・評価等・成績評価・単位認定など・資格・免許取得の指導体制
(4) 学修成果	就職率・資格・免許の取得率・卒業生の社会的評価
(5) 学生支援	就職等進路・中途退学への対応・学生相談・学生生活・保護者との連携・卒業生・社会人
(6) 教育環境	施設・設備等・学外実習・インターンシップ等・防災・安全管理
(7) 学生の受入れ募集	学生募集活動・入学選考・学納金
(8) 財務	財務基盤・予算・収支計画・監査・財務情報の公開
(9) 法令等の遵守	関係法令・設置基準等の遵守・個人情報保護・学校評価・教育情報の公開
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献・ボランティア活動
(11) 国際交流	国際交流

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

評価結果は翌年度における重点課題への反映及び、自己点検・自己評価の各評価項目における到達目標設定に活用する。また委員からいただいた詳細な意見については、学内の運営会議などの意思決定機関にフィードバックされ、具体的な取り組みに落とし込んでいく。

ITC教育や合理的配慮が必要な学生への対応等については社会背景の要請に適應する形で取り組み、前者においては日々の授業だけでなく現場実習などへの導入、また後者については入学前の対応を含めた保護者との連携や学園法務部門との連携強化、また職員に向けた研修実施を行っている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
西田 憲司	社会福祉法人協和会 特別養護老人ホームさく 事務長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	本校卒業生
高部 英彦	私立正則学園高等学校 事務局長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	高等学校教員
赤羽根 智英子	清新町都営住宅くすのきクラブ連合会 会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	地域関係者
池田めぐみ	社会福祉法人東京栄和会 特別養護老人ホームなぎさ楽苑 苑長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	介護分野 企業等委員
皆川 隆太	就労移行支援事業所natura 施設長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	社会福祉分野 企業等委員
若松 弘樹	児童養護施設 聖友学園 施設長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	保育分野 企業等委員
中里 武史	東京都作業療法士会 事務局長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	作業療法分野 企業等委員
澳津 優子	こども保育科2年 保護者	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	在校生保護者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()

<https://www.tcw.ac.jp/disclosure-of-information/school-information>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学生・保護者・卒業生・地域住民・福祉業界関係者など、学校と関係者の理解を深め、連携・協力するとともに、教育活動やその他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	・学校の沿革 ・建学の理念 ・教育目標 ・教育システム
(2)各学科等の教育	・設置学科(修業年限、入学定員、養成目的) ・教育目標・教育システム ・取得目標資格・卒業後の進路
(3)教職員	・教職員数
(4)キャリア教育・実践的職業教育	・キャリア教育の取り組み ・就職サポート
(5)様々な教育活動・教育環境	・教育関連イベント ・学校設備状況 ・特色のある教育活動
(6)学生の生活支援	・学生相談室 ・学生サービスセンター ・留学生
(7)学生納付金・修学支援	・授業及び他経費 ・学費サポートシステム
(8)学校の財務	・監査報告書 ・収支計算書 ・貸借対照表
(9)学校評価	・学校関係者評価委員会報告書 ・自己点検・自己評価
(10)国際連携の状況	・海外研修
(11)その他	・その他の学校の取り組み

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

<https://www.tcw.ac.jp/disclosure-of-information/school-information>

授業科目等の概要

分類			授業科目名	授業科目概要	単位数	授業方法			実践的授業方法の種別			
必修	選択必修	自由選択				講義	演習	実験・実習・実技	企業連携	グループワーク	実務家授業	インターンシップ
○			現場体験プログラム	社会福祉士が働く様々な現場での体験・見学を通して、対象者や仕事内容についての具体的なイメージを持つとともに、ソーシャルワーカーとしての視点を広げる。	2単位	○					○	○
○			医学概論	福祉専門職に必要とされる最低限の医療・医学的知識を習得する。特に多くの支援対象者に関わる疾病や健康上の課題およびその予防と対策、感染症対策等を学ぶ。	2単位	○						○
○			心理学と心理的支援	人の心の基本的な仕組みと機能成長・発達段階に特有の心理的課題を理解し、日常生活と心の健康との関係、環境との相互で生じる心理的反応、心理学理論を基礎としたアセスメントの方法を理解する。	2単位	○						○
○			社会学と社会システム	社会学の考え方やその対象、社会問題の捉え方について学び、社会福祉専門職が関わる現代社会における社会問題の構造・対処法を幅広く考察する。	2単位	○						○
○			社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理や歴史、思想・哲学・理論の学びをふまえ、現代における社会問題とその構造的背景を理解する。福祉政策の動向と課題と国際比較、関連施策、サービスの供給と利用過程を理解する。	4単位	○						○
○			社会福祉調査の基礎	社会調査の基礎と原理を学び、社会福祉実践に求められる社会調査の方法、手順とデータの分析法を具体的に学ぶ。	2単位	○						○
○			ソーシャルワークの基盤と専門職(共通)	社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけ、ソーシャルワークの概念や基盤となる考え方、形成過程や倫理について理解する。	2単位	○						○
○			ソーシャルワークの理論と方法(共通)	人と環境との相互作用に関する理論とマイクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークと、ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチについて理解する。	4単位	○						○
○			地域福祉と包括的支援体制	地域福祉の基本的な考え方、福祉行財政の実施体制と果たす役割、福祉計画の意義・目的及び展開を理解する。包括的支援体制の考え方、多職種及び多機関協働の意義と実際について理解する。	4単位	○						○
○			社会保障	現代社会における社会保障制度の課題等(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む)について理解する。	4単位	○						○
○			障害者福祉	障害者福祉の歴史と障害観の変遷、制度の発展過程を踏、障害者に対する法制度と支援の仕組み、障害の概念と特性、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。	2単位	○						○
○			権利擁護を支える法制度	法の基礎とソーシャルワークと法の関わりを理解し、権利擁護の意義と支える仕組み、権利擁護に関わる組織、団体、専門職、活動において直面しうる法的諸問題、成年後見制度の概要を理解する。	2単位	○						○
○			刑事司法と福祉	刑事司法の近年の動向と制度の仕組み、刑事司法に関する社会福祉士及び精神保健福祉士の役割や関係機関の役割について理解する。	2単位	○						○
○			ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲を理解するとともに、マイクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークや総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容を理解する。	2単位	○						○
○			ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークに関連する方法、カンファレンス、事例分析について学ぶとともに、ソーシャルワークにおける総合的かつ包括的な支援の実際を理解する。	4単位	○						○

授業科目等の概要

分類			授業科目名	授業科目概要	単位数	授業方法			実践的授業方法の種別			
必修	選択必修	自由選択				講義	演習	実験・実習・実技	企業連携	グループワーク	実務家授業	インターンシップ
○			福祉サービスの組織と経営	福祉サービスにおける組織と経営の管理運営について学ぶ。また福祉サービスの組織と経営に関わる法令やサービスの向上、人事労務管理等の課題とその対処法を学ぶ。	2単位	○					○	
○			高齢者福祉	高齢者福祉の歴史と高齢者親の変遷、制度の発展過程を理解した上で、法制度と支援の仕組み、高齢者とその家族の生活を取り巻く社会環境、高齢期における生活課題を踏まえた、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	2単位	○					○	
○			児童・家庭福祉	児童・家庭福祉の定義、児童の権利、歴史や法制度を理解した上で、児童・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割、支援の実際を理解する。	2単位	○					○	
○			貧困に対する支援	貧困の歴史と貧困親の変遷について理解した上で、貧困や公的扶助の概念をふまえ、貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境、貧困に係る法制度と支援の仕組み、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	2単位	○					○	
○			保健医療と福祉	医療保険制度の概要と保健医療サービスにおける各専門職の役割、連携について学ぶとともにソーシャルワーク専門職の職務職責についての理解を深める。	2単位	○					○	
○			ソーシャルワーク演習	ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解するとともに、ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力、ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。	1単位		○			○	○	
○			ソーシャルワーク演習(専門)	ソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践、地域の特性や課題を把握し解決するための地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。	4単位		○			○	○	
			ソーシャルワーク実習指導	社会福祉現場の現状と課題、ソーシャルワーク実習と実習指導の意義、ソーシャルワークに関わる知識、技術、実践現場で展開される支援業務や実習記録の作成方法、巡回指導の必要性等、実習全般に関する基本的な事項を学習する。	3単位		○			○	○	
○			ソーシャルワーク実習	学校で学んだ知識を実践。ソーシャルワークの技術を習得する。同時にその体験を言語化し、より実用的な知識へと昇華させる。また実践と考察を通して自身の支援者としての特質や課題を知り、ソーシャルワーカーとしての価値観を身につける。	5単位			○	○		○	○
合計授業時数/単位数						要件該当授業時数/単位数						
63単位						63単位						

(留意事項)

- 申請するプログラムで受講可能な全ての科目について記入すること。
- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。
- 一の授業科目について、企業連携、グループワーク、実務家授業、インターンシップのうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。
- 実践的授業方法の種別については、実施要項の3(6)の①～④の要件に該当する授業科目について○又は△を付すこと。
- 授業時数/単位数については、推薦プログラムが正規課程で時間制の場合は単位時間数、正規課程で単位制の場合は単位数、履修証明プログラムの場合は時間数を記入してください。
- 合計授業時数/単位数については、受講者が受講可能な全ての科目(必修・選択必修・自由選択を問わない)の合計単位時間数等を記入すること。
- 要件該当授業時数/単位数については、企業連携、グループワーク、実務家授業、インターンシップのいずれかに該当する科目の合計単位時間数等を記入すること。